東成瀬村条件付き一般競争入札公告

次のとおり物品売払いについて条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６及び東成瀬村財務規則（平成２８年規則第１１号。以下「規則」という。）第１０３条の規定により公告する。

令和８年１１月１６日

東成瀬村長　備　前　博　和

１　入札に付する事項

（１）売払物品　　１１ｔ級除雪ドーザ（コマツＷＡ２００－３Ｅ）
（詳細は仕様書のとおり）

（２）数量　　１台

（３）保管場所　　東成瀬村田子内字仙人下７２－１　東成瀬村建設機械車庫

２　入札参加資格　　次の条件をすべて満たすこと。

（１）東成瀬村条件付き一般競争入札実施要綱（平成２８年東成瀬村告示第５９号。以下「要綱」という。）第３条に掲げる要件を満たすこと。

（２）物品譲渡契約締結後、売却代金を納期限までに納入できること。

（３）村税等を滞納していないこと。

（４）次の事項のいずれにも該当しないこと。

ア　要綱第９条第１項第２号の規定により入札参加資格を取り消され、取消された日から２年を経過しない者

イ　個人の場合はその者、法人の場合にはその役員又はその支店等の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められること

ウ　暴力団員又は暴対法第２条第２号に規定する暴力団が経営に実質的に関与していると認められること

３　入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、要綱第６条の規定に基づき次により競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

（１）提出書類　　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）及び添付書類

※　令和７・８年度東成瀬村入札参加資格審査申請を行い入札参加資格者名簿に登載された者については、すべての添付書類の提出

を省略できる。

（２）提出方法　　東成瀬村総務課へ直接持参（郵送等による提出は認めない）

（３）提出部数　　１部

（４）提出期間　　令和８年１１月１６日（月）午前９時から
令和８年１１月３０日（月）午後５時まで

（５）その他　　本手続後に入札参加資格確認通知書（様式第５号）により適格通知を受けた者のみが入札に参加できる。

４　仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧

納入物品に係る仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧は、次により行う。

（１）閲覧方法　　東成瀬村公式ホームページ上に掲載する方法で行う。

（２）閲覧期間　　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月７日（月）まで

５　仕様書等に対する質問及び回答

（１）仕様書等に対する質問は、令和８年１１月２６日（木）までに書面（ＦＡＸ可）により行うこと。

（２）上記質問に対する回答は、令和８年１１月２７日（金）までに書面（ＦＡＸ含む）により行う。

６　売払物品の公開に関すること

売払物品を次により公開するので、入札を希望される者は現物を確認されたい。

（１）公開期間　　令和８年１１月１６日（月）から
令和８年１２月４日（金）まで
（午前９時から午後４時までに限る）

（２）公開場所　　東成瀬村田子内字仙人下７２－１　東成瀬村建設機械車庫

（３）その他　　確認を希望する場合は建設課へ必ず連絡すること。

７　入札保証金　　免除する

８　入札書等の提出方法

（１）入札方法　　紙入札方式（入札書の直接持参又は郵送による）

（２）提出先　　東成瀬村　総務課
住所　〒019‐0801　雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30－1

（３）提出期間　　令和８年１２月１日（火）午前９時から
令和８年１２月７日（月）午後５時まで
（直接持参の場合は平日に限る）

（４）開札日　　令和８年１２月８日（火）
（郵送の場合は提出期間内に到着したもののみを開札する）

（５）その他

ア　郵送の場合は、入札書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出すること。

イ　９で示す最低売却価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者と物品譲渡契約を締結する。

ウ　落札者となるべき入札者が同額２人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

エ　入札結果は、参加者にファクシミリ等で通知する。

９　最低売却価格　　５０，０００円

（消費税及び地方消費税額、リサイクル料金を除く。）

１０　物品譲渡契約の締結に関すること

（１）契約締結時期　　落札者は、落札の決定を受けた日から起算して５日以内に物品譲渡契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた場合は、この限りではない。

（２）契約保証金　　免除

（３）契約金額　　入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

（４）代金納入期限　　契約締結後１４日以内

１１　物品の引渡しに関すること

（１）車庫証明書の取得、所有者の名義変更及びそれらに伴う経費については、落札者が行うものとし、物品の引渡しは、名義変更手続き完了後、物品所在地において担当者の立会いの上行う。なお、物品の搬出に伴う費用は落札者の負担とする。

（２）物品の引渡し期限は、契約締結後３０日以内とする、ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた場合は、この限りではない。

（３）物品の引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

１２　その他

（１）売払物品は、経年使用に伴う老朽化により用途廃止をしたものであり、入札希望者において現状を十分確認し、運行に必要な整備費用等勘案の上入札すること。

（２）入札参加資格確認申請書の審査基準日は、８（３）提出期間の最終日とする。

（３）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から開札日までの間に２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、その者は入札に参加することができず、すでに入札書を提出している場合はその入札書は無効とする。

（４）落札決定から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、村長は、当該落札者と物品譲渡契約を締結しないことができる。

（５）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合に

は説明を求めることがある。

（６）提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。また、本入札の参加資格の確認以外の他の目的に無断で使用することはない。

（７）入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（８）入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、本入札及び同時に実施されるすべての入札の参加資格を認めないとともに、適格通知をすでに行っている場合は直ちにこれを取り消す。また、要綱第９条第２項の規定により、今後２年以内に村が行うすべての条件付き一般競争入札について、当該申請者の参加資格を制限する。

（９）本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、令、規則及び要綱の定めるところによる。

１３　問い合わせ先

（１）入札に関すること

東成瀬村　総務課（電話　0182－47－3401　FAX　0182－47－3290）

（２）売払物品の公開に関すること

東成瀬村　建設課（電話　0182－47－3408　FAX　0182－47－3800）